

## 広島県河川清掃等業務委託制度

### ！ 広島県河川清掃等業務委託制度

河川環境の保持と河川愛護意識の普及・向上のため、県が管理する河川（一・二級河川）の清掃活動（草刈り・ゴミ拾い）を行う団体に県が委託料を支払う制度

河川の清掃活動を行っている団体で、制度を新たに利用する場合は管理課建設管理係へ申し込んでください。

#### 《委託金》

活動経費の範囲内で、実施計画・報告書の内容を審査後決定されます。

#### 《申請時必要書類》

- 実施計画書
- 作業箇所を示した地図

#### 《申込締切》

3月12日（木）

問管理課 建設管理係 担当：力石

☎・お太助フォン 47-1201 📠 47-1206

## 軽自動車税（種別割）の課税対象

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日時点で「主たる定置場（車両を使用しない際に主として車両を止めて置く場所）」がある市町村へ納付する税です。

原動機付自転車、および小型特殊自動車を取得・廃車・譲渡した場合や、自身が転出する場合は市役所本庁、または各支所で手続きを行ってください。

※廃車手続きが4月2日以降の場合は令和2年度も課税対象です。

※トラクターやコンバインなど、小型特殊自動車を取得した場合は、公道の通行有無に関わらず課税対象です。

手続きに必要な書類等は市ホームページで確認してください。

<https://www.akitakata.jp/ja>

/shisei/section/zeimu/27zeiritsu\_kei-copy-2/



問税務課 市民税係 担当：藏城

☎・お太助フォン 42-5614 📠 42-2130

制度に関するお知らせ

## 行政情報

### 身体障害者手帳 交付申請を受け付けています

さまざまな制度の支援やサービスを受けるために必要な「身体障害者手帳」を交付しています。

#### 《対象者》

身体（視覚、聴覚、平衡、音声・言語・そしゃく、肢体不自由、心臓、腎臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫）に永続する障害がある方

#### 《申請時必要書類等》

- ① 申請書
  - ② 指定医師の診断書・意見書
  - ③ 写真2枚（脱帽、上半身、真正面、縦4cm×横3cm）
  - ④ 個人番号（マイナンバー）と身元確認ができるもの
- ※①と②の用紙は窓口に設置しています（市のホームページからもダウンロードできます）。

問社会福祉課 障害者福祉係 担当：好岡

☎・お太助フォン 42-5615 📠 42-2130

### 身体障害者手帳の再認定

障害の状態が、「再生医療の適用」や「機能回復訓練」などで変化が予想される場合は、再認定を実施します。再認定の時期に書面で通知しますので、期日までに診断書・意見書を提出してください。

再認定期日の指定がない手帳をお持ちの方は、障害の程度が変わったり、新たな障害が加わったときは、新規交付時と同様に申請してください。

#### ■ 以下の場合にも届け出が必要です

- 氏名変更時
- 住所変更時
- 死亡時
- 紛失、破損時

問社会福祉課 障害者福祉係 担当：好岡

☎・お太助フォン 42-5615 📠 42-2130

## 市税や公共料金が スマホで支払えます



### 1 スマートフォンにアプリをインストール

対応アプリ

PayB

PayPay

LINE Pay

アプリ利用料無料 ※通信料は利用者負担です。

### 2 名前や生年月日、支払方法などを登録

各アプリで支払い方法が異なります。  
※詳細はアプリホームページを確認してください。

### 3 納付書に印刷されているコンビニ収納用バーコードを読み取る

※バーコードがない場合はアプリで支払えません。



### 4 暗証番号を入力して支払い完了

※領収書は発行されませんので、必要な場合は各金融機関等の窓口で納付してください。

#### 支払い可能な税・料金

- |          |             |                |              |
|----------|-------------|----------------|--------------|
| ・市県民税    | ・後期高齢者医療保険料 | ・特定環境保全公共下水使用料 | ・児童クラブ保護者負担金 |
| ・固定資産税   | ・住宅使用料等     | ・農業集落排水使用料     | ・保育料         |
| ・軽自動車税   | ・水道事業水道料    | ・浄化槽使用料        | ・幼稚園保育料      |
| ・国民健康保険税 | ・し尿収集手数料    | ・コミュニティプラント使用料 |              |
| ・介護保険料   | ・公共下水道使用料   | ・受益者負担金（分担金）   |              |

※税・料金に関するお問い合わせは納付書に記載されている各担当窓口へ連絡してください。

### 乳幼児等医療費助成制度

0歳から18歳到達年度末までの方が受けた医療費のうち、自己負担分の一部を助成します。

#### 《一部負担金》※一医療機関ごとの上限

通院	500円/日 ※月4日まで（月5日以降は自己負担がありません） ※院外処方の場合是一部負担金はありません。
入院	500円/日 ※月14日まで（月15日以降は自己負担がありません）

※16歳から18歳の間は、加入している健康保険の種類によっては助成が受けられない場合があります。

#### ■ 受給者証の更新

##### ○未就学児

誕生月の翌月の1日が更新日です（誕生月の中旬に新しい受給者証を送付）。

※保護者の所得情報が本市にない場合、自動で更新されない場合があります。

##### ○小学生以上

年度毎の自動更新です。3月中旬に新しい受給者証を送付しますので該当する方は確認してください。

問保険医療課 医療保険年金係 担当：長井

☎・お太助フォン 42-5619 📠 42-2130

### 国民健康保険・後期高齢者医療被保険者の方へ 服薬情報を送付します

病気の重篤化防止や医療費削減を目的として、服薬情報を送付しています。通知を受けた方は、かかりつけ医やかかりつけ薬局で提示し、重複している薬や飲み合わせが悪い薬を確認してください。

#### 《対象者》※以下の全てに該当する方

##### ○国民健康保険の被保険者

- 60歳以上75歳未満の方
- 複数医療機関（2か所以上）の受診歴がある方
- 6種類以上の薬を服薬している方

##### ○後期高齢者医療の被保険者

- 複数医療機関（2か所以上）の受診歴がある方
- 6種類以上の薬を服薬している方

#### ■ 外出時は「お薬手帳」を携帯しましょう

外出時に思わぬ怪我や体調不良で病院を利用することもあります。病院や薬局ごとに別々のお薬手帳を作らず一冊にまとめ、いつも服用している薬やアレルギー等の情報を記録したお薬手帳を携帯して、いざというときに備えましょう。

問保険医療課 医療保険年金係 担当：高橋・三宅

☎・お太助フォン 42-5619 📠 42-2130